

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和2年大人事人第227号に関する部会

日 時 : 令和2年12月25日(金) 19:00～21:20

会 場 : 大阪市役所地下1階 第11 共通会議室

出席者 : 《委員》

藤木邦顕部会長、

伊藤美奈子委員、清水周委員、徳田仁子委員、山下仰委員

(委員は五十音順)

《大阪市》

○人事室(事務局)

高井人事室次長、大塚組織担当課長、辻本組織担当課長代理

議 題 : (1) 運営要綱の策定について

(2) 調査計画・調査手法の審議について

〈議事録〉

○ 事務局(大塚)

- ・それでは、ただいまより第1回児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会、令和2年大人事人第227号に関する部会を始めさせていただきます。
- ・本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行させていただきます人事室組織担当課長の大塚でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・失礼しまして、座って進めさせていただきます。
- ・それでは、改めまして、この第三者委員会について説明をさせていただきます。
- ・お手元にお配りしております資料の3を御覧ください。
- ・執行機関の附属機関に関する条例になります。この第三者委員会の位置づけですが、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づく、市長及び教育委員会の附属機関となっております。
- ・めくっていただいて、3ページ目のところに、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会について定めがございます。
- ・次に、設置趣旨についてですが、いじめによる重大事態であるとの報告、または申立てがあった場合、外部組織である第三者委員会に、その事実関係の調査や、その結果に基づく意見具申を行っていただくことを目的に設置するものでございます。
- ・本件のような重大事態への対処につきましては、お手元の資料8、大阪市いじめ対策基本

方針になりますけれども、こちらの13ページから、いじめによる重大事態への対処として、本市の方針が定められているところでございます。この点を御確認いただければと思います。

- 本日は、まず委員の皆様へ委嘱状をお渡しし、当部会の部会長指名について御確認をいただいた後、部会長代理の指名、また運営要綱の策定、傍聴要領の確認など、部会の運営上必要となるルールについて御審議いただきます。
- その後、具体的に、今回の調査審議事案に関しまして、調査手法と計画について御議論いただきたいと考えております。調査手法を検討するに当たりましては、事案の当事者の個人情報等を取り扱うこととなります。
- お手元資料の7番、資料7を、審議会等の設置及び運営に関する指針を付けておりますが、そちらの指針に基づきまして、当部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。
- どの時点から非公開とするのかにつきましては、委員の皆様の御判断となりますけれども、本日、傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中で御退室をいただくこととなりますことをあらかじめ御了承ください。

- それでは、委員の皆様のお名前と略歴を五十音順に御紹介させていただきます。

- 「伊藤美奈子委員」

伊藤委員は、臨床心理士の資格を有し、現在、奈良女子大学の教授として、教育臨床をはじめとした研究分野で活躍されている教育専門家です。また、自治体における、いじめ対策や調査に関する業務経験を豊富にお持ちです。

- 「清水周委員」

清水委員は、現在、大阪弁護士会に所属され、同弁護士会の子どもの権利委員会の委員を務めておられます。また、自治体における、いじめ対策や、いじめ調査に関する業務経験をお持ちで、以前には、この第三者委員会の他の部会におきまして、専門委員をしていたこともございます。

- 「徳田仁子委員」

徳田委員は、臨床心理士の資格を有し、現在、京都光華女子大学の教授として、臨床心理学の研究分野で活躍されておられます。また、自治体における、いじめ調査等に関する業務経験をお持ちで、以前には、この第三者委員会の他の部会の委員をしていただいたこともございます。

- 「藤木邦顕委員」

藤木委員は、現在、大阪弁護士会に所属されておまして、同弁護士会の子どもの権利委員会の委員長を務められた経験をお持ちです。また、実際におけるいじめ調査等に関する業務経験につきまして、昨年度まで、この第三者委員会の他の部会においても、部会長を

務めていただいたことがございます。

・「山下仰委員」

山下委員は、精神科の医師で、現在、武庫川女子大学教授として、学校精神保健をはじめとした研究分野で活躍されております。自治体における、いじめに関する対策や調査等の業務経験を豊富にお持ちでございます。

- ・本日の部会に先立ちまして、12月18日付で、皆様に委員としての委嘱を行っております。
- ・それでは、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、前のほうに出させていただきますようお願いいたします。

(委員5名に委嘱状手交)

○ 事務局（大塚）

- ・ありがとうございました。それでは、開催に当たりまして、人事室次長の高井より一言御挨拶を申し上げます。

○ 高井人事室次長

- ・大阪市人事室次長の高井でございます。第三者委員会部会の第1回会議の開催に当たりまして、私から一言、御挨拶を申し上げます。
- ・委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、委員の就任に当たりまして御快諾をいただき、重ねて厚くお礼を申し上げます。私どもも大変心強く思っております。
- ・それでは、本委員会の趣旨について申し上げます。
- ・昨年9月に、大阪市立小学校に通う5年生の児童が、自宅マンションから転落死するという、大変痛ましいことが起こりました。開催に当たりまして、謹んで哀悼の意を表したいと思います。
- ・死に至る動機や背景など事実関係を調査、分析することなどを、この本委員会の趣旨とするものでございます。
- ・いじめの問題につきましては、社会全体の大きな問題であります。御存じのとおり、いじめ防止対策推進法におきましては、学校でのいじめ防止対策は、地方公共団体の責務とされております。大阪市として、この課題に真摯に向き合い、教育行政に対する市民の信頼を確保していかなければならないと考えております。そのためにも、公正中立な第三者の立場であるこの委員会が果たす役割は、大変重大であると考えておりますので、委員の皆様方からは、専門的な見地から御意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○ 事務局（大塚）

- ・ありがとうございました。それでは、議事に移ってまいります。
- ・議事の基本ルールにつきましては、大阪市の条例及び規則に定められておりますので、事務局から条例規則の説明をさせていただきます。

○ 事務局（辻本）

- ・では、お手元に配付しております資料3、執行機関の附属機関に関する条例及び資料4、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則について御説明させていただきます。
- ・まず、資料3につきまして、先ほども少し御説明いたしましたが、この第三者委員会は、執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置をされています。資料3の3ページの上段に、太字マーカーで記載をしておりますが、この委員会は、市長と教育委員会の共同設置の附属機関であり、名称は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会。担任意務といたしましては、児童、生徒、または幼児が、その生命または心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議、並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務とされております。
- ・次に、規則につきまして、主立ったものについて御説明をさせていただきます。資料の4を御覧ください。
- ・まず第4条です。こちらでは、委員長は、委員の互選により決定することや、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理することを規定しております。資料1の委員名簿のとおり、現在の委員長は吉田圭吾委員長、委員長代理は、曾我智史委員長代理となっております。
- ・続きまして、第5条につきまして、こちらでは、必要な場合には、委員会に専門委員を置くことができることを規定しております。
- ・第6条におきましては、委員会に部会を置くことができることなどを規定しております。部会は、委員長が必要と認める場合に設置することができ、同条第2項で、その構成委員は委員長が指名すること。また、第3項において、部会長は部会の構成委員のうちから委員長が指名することとしております。第5項では、部会長が何らかの理由で不在となった場合を想定し、あらかじめ、部会長が部会長代理を指名する内容を規定しております。吉田委員長から、今回の事案の調査審議に当たりまして、部会を設置する必要があるとして、部会の設置と部会長の指名等がなされておりますので、後ほど御報告させていただきます。
- ・第8条では、会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席が必要であること。出席委員の過半数で議事を決することなどを規定しております。

- ・第9条では、必要な場合には、関係者に出席を求め、意見または説明を聞くことができることを規定しています。
- ・第10条では、第8条及び第9条の規定を部会の議事についても準用すること及び部会の議事が決された場合には、その決議をもって、委員会の決議とすることができることを規定しています。今回は、この規定を準用いたします。
- ・第11条では、委員会は、調査審議を終えた場合には、市長または教育委員会に対して是正や再発防止のために必要な措置等に関する意見具申を行うこと及びその意見の公表について規定しています。
- ・最後に、第12条では、委員会の庶務は、市長と教育委員会が協議し定めた機関において処理することを、第13条では、規則の施行に関して必要な事項は、委員長が定めることを規定しています。
- ・なお、今回の事案に関しましては、第12条の協議によりまして、人事室が庶務を担当することとなっております。
- ・簡単ではございますが、条例規則の説明は以上でございます。何か質問などございますでしょうか。

(質問なし)

○ 事務局（大塚）

- ・それでは、次に、部会長の指名について御確認させていただきます。
- ・先ほどの説明にありましたとおり、第三者委員会規則第6条の規定により、委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができます。部会に属する委員及び部会長は、委員長が指名することとなっております。
- ・今回の新たな事案の調査審議につきましては、吉田委員長の決定により、新たに部会を設置して行うこととなりました。また、部会に属する委員及び部会長については、委員長の指名により、資料1の委員名簿のとおりとなっておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。
- ・それでは、委員長の指名によりまして、当部会の部会長は、藤木邦顕委員にお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、部会長から一言お願いいたします。

○ 藤木邦顕部会長

- ・委員長より、本227号部会の部会長を指名いただきました藤木でございます。
- ・本件は、事案の概要等、これまで私たちが一応いただいた資料とかでも、いじめ防止対策推進法による重大事態に当たるようなものであり、その事実関係、背景であるとか、学校の対応など、調べるべきものがたくさんあるというふうに思っております。
- ・部会委員の皆さん方には、それぞれの専門知識を生かしていただき、また、今後選任され

る必要があると思いますけれども、専門委員の皆さんなどの御助力も得て、早急に調査を進めて、市長に対する答申を図っていききたいというふうに思っておりますので、部会の皆さんにも、よろしく御協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 事務局（大塚）

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、審議を始めていただく前に、諮問書について御案内いたします。本件の事案につきまして、12月14日付で、市長から第三者委員会宛ての諮問がなされておりますので、報告させていただきます。諮問の対象となる事案につきましては、後ほど具体的な審議に入っていく際に、改めて御説明をいたします。
- ・それでは、第三者委員会規則第6条第4項の定めにより、部会長が会議を総理することとなっておりますので、ここからの司会進行は、藤木邦顕部会長をお願いいたします。
- ・なお、人事室次長におきましては、所用により、ここで退席させていただきます。

○ 藤木邦顕部会長

- ・そうしましたら、部会長の指名をいただきましたので、以下、私のほうより進行をさせていただきますと思います。
- ・まず、部会長代理の指名をさせていただきますと思います。スケジュールの都合上で私が不在の場合等、差し支えがあった場合には、部会長代理に会議の進行をお願いすることになります。
- ・まず、私の意見とそれから御意向などもお伺いした上で、部会長代理については、山下仰委員をお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- ・異議なしと認めますので、山下委員には、どうかよろしく願いをいたします。
- ・それでは、審議に入りたいと思います。
- ・まず冒頭で、事務局から運営要綱の策定の必要があるとの説明がありました。議論のたたき台があるということですので、まずは事務局案の説明をお願いしたいと思います。

○ 事務局（辻本）

- ・それでは、お手元に配付しております資料の5、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会、令和2年大人事人第227号に関する部会運営要綱案を御覧ください。
- ・第1条では、この要綱において、委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを規定し

ています。

- ・第2条では、先ほど御説明しました諮問についての調査審議も当部会が担当すること及び部会の名称について規定しています。
- ・第3条では、部会の調査審議の範囲について諮問書に示されておりますが、調査事案に係る事実関係の調査、学校及び教育委員会の対応の適否及び調査審議に基づく必要な措置とすることを規定しています。
- ・第4条では、会議を開催する際には、開催日の1週間前までに、開催日時、場所及び議題を、部会長から各委員に通知することを規定しています。
- ・第5条では、部会の会議は、個人情報等を取り扱う場合等を除き、公開することを規定するとともに、会議において、次回の会議の公開・非公開の別を決定すること等を規定しています。
- ・第6条では、部会長が部会の司会進行や発言の許可をすることを規定しています。
- ・第7条では、部会に出席する関係者が弁護士以外の付添人を同席させる場合には、部会の承認が必要である旨を規定しています。
- ・第8条では、専門委員に委嘱した場合を含め、部会が行う調査は、あらかじめ部会の会議において、その調査目的及び手法を明らかにして行うことを規定しています。
- ・第9条では、議事録の作成及び部会が事務局に資料を作成させることができることを規定しています。なお、議事要旨の公開は、本市ホームページで行います。
- ・第10条では、部会は、調査結果を報告書として取りまとめ、市長及び教育委員会に提出することを規定しています。
- ・第11条では、調査事案の当事者と利害関係が生じた場合の委員の報告義務について規定しています。
- ・第12条では、委員及び専門委員の守秘義務を規定しています。
- ・第13条では、部会の運営に関して必要な事項は、委員が協議して、その都度定めることを規定しています。
- ・簡単ではございますが、運営要綱案の説明は以上でございます。

○ 藤木邦顕部会長

- ・ありがとうございます。
- ・この部会の部会運営要綱ですけれども、これまで運用されてきた要綱等と同内容の案となっているというふうにお見受けをいたします。この要綱案について、部会委員の皆様には、何か御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

(意見なし)

- ・そうしましたら、部会運営要綱案を採決したいと思いますが、この要綱案をもって、当部

会の部会運営要綱としたいということをお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ・そうしましたら、この資料5、第227号に関する部会運営要綱案を採択したものと認めます。
- ・続いて、傍聴要領です。これも事務局からの説明をお願いしたいと思います。

○ 事務局（辻本）

- ・それでは、お手元に配付しております資料6、傍聴要領を御覧ください。
- ・この傍聴要領につきましては、第三者委員として既に策定、運用されているものが当部会にも適用されますので、当部会において新たに策定する必要はございません。
- ・先ほど御議論いただきました運営要綱案の説明の際にも申し上げましたが、本委員会は、個人情報を取り扱う場合等を除き、公開することとしております。
- ・この要領は、一定のルールのもとで、市民の皆様に傍聴していただくというもので、第1項において、傍聴に当たっての手續、第2項において、傍聴者の遵守事項、第3項において、会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。
- ・なお、本市の審議会では、おおむね同様の傍聴要領を定めさせていただいております。
- ・簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

○ 藤木邦顕部会長

- ・既に、第三者委員会として策定をされている傍聴要領ということですがけれども、部会委員の皆様には、特に質問等はよろしいでしょうか。

(質問なし)

- ・そうしましたら、これは既に策定されているものですので、この傍聴要領に従って、今後、部会を進めていくということになると思います。
- ・それでは、本事案の具体的な審議に入ってまいります。
- ・冒頭で、事務局から、個人情報等非公開情報を取り扱う場合は、会議を非公開とする必要がある旨説明がございました。
- ・具体の事案の内容を審議するに当たっては、個人情報を取り扱うことになりまして、先ほどの資料7の審議会の設置及び運営に関する指針の2ページ、これを御覧いただきまして、第7、会議の公開の1第1項の(1)のア、個人に関する情報であって、当該情報に

含まれる氏名、生年月日、その他の情報により、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものと考えますので、ただいまより、会議を非公開とさせていただこうと思いますが、委員の皆様の意見をお諮りしたいと思います。ここより非公開となりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 藤木邦顕部会長

- ・そうしましたら、異議がないようですので、恐れ入りますけれども、傍聴の方は、事務局の指示に従って、御退室をお願いいたします。

(傍聴者・報道関係者退室)

○事務局より事案の概要説明

- ・人事室、教育委員会事務局の職員が、事案の経過や関係資料等について説明した。

○調査計画・調査手法について

- ・調査対象・スケジュール等について検討を行った。

○専門委員の選任について

- ・各委員から有識者の推薦を行い、承認された者について委嘱手続きをすることとした。

○次回会議について

- ・次回期日は1月8日(金)19時から21時までとし、調査計画・調査手法について引き続き審議することとした。
- ・個人情報等を取り扱うため、会議は非公開とすることとした。